破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４７号
佐賀県鳥栖市轟木町1303番地３
破産者　ジョリエフこと　桑原　一嘉
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
茨城県つくばみらい市福岡1383番地
破産者　飯塚　　賢
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３２号
茨城県土浦市烏山２丁目530番地119
破産者　雨宮　　浩
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７号
茨城県土浦市小松３丁目５番26号
破産者　岡野　光雄
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３３１号
埼玉県所沢市大字荒幡996番地の32　所沢荒幡ハイム103、開始決定時の住所埼玉県所沢市緑町２丁目11番６―705号
破産者　高橋　眞理
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３２９号
埼玉県ふじみ野市元福岡２丁目４番22号
破産者　小野　博文
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７６号
東京都八王子市松木27番地２　グラストップ103号、開始決定時の住所東京都八王子市上柚木422番地７
破産者　原　　賢吾
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７７号
東京都八王子市松木27番地２　グラストップ103号、開始決定時の住所東京都八王子市上柚木422番地７
破産者　原　　隆子
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３３２号
北海道天塩郡幌延町２条南１丁目16番地１
破産者　淡路　靖志
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７号
北海道帯広市自由が丘３丁目８番地２
破産者　古城　　剛
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
北海道帯広市東４条南14丁目６番地３　クラックスハイム第３帯広809号室、住民票上の住所北海道帯広市東９条南８丁目１番地36
破産者　倉口　忠男
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
山形県南陽市三間通505
破産者　佐藤美恵子
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３２３号
横浜市鶴見区上の宮２丁目17番10号　バレーリウォードＡ―２
破産者　角谷　研一
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７００号
横浜市緑区竹山３丁目２番地４　竹山団地3203棟311号
破産者　菊池　敬之
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６８０号
横浜市西区東久保町11番15号　コーナーハイツＢ201号
破産者　原　　章倫
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８９１号
横浜市青葉区市ケ尾町630番地４　アムール201
破産者　荒木　千秋（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０３０号
横浜市金沢区柴町47番地14　カームコート八景島404、破産手続開始決定時の住所横浜市保土ヶ谷区川辺町５番地22　コスモ横浜星川104号
破産者　間部　岳人
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部